

裁判長認印

事件番号 平成26年(㉮)第41号

審 尋 調 書 (和解)

期 日 平成28年11月29日午前10時00分

場 所 富山地方裁判所民事部審尋室

裁判長裁判官 廣 田 泰 士

裁判官 森 のぞみ

裁判官 大 澤 貴 司

裁判所書記官 越 野 専 聴

出頭した当事者等

債権者代理人 岸 上 英 二

債務者代理人 山 本 直 俊

同 南 果

審 尋 の 要 領

別紙のとおり当事者間に和解成立

裁判所書記官 越 野 専 聴



別 紙

第 1 当事者の表示

債 権 者 竹 内 潔
同 代 理 人 弁 護 士 岸 上 英 二
同 佐 伯 良 祐
富山市五福3190番地
債 務 者 国立大学法人富山大学
同 代 表 者 学 長 遠 藤 俊 郎
同 代 理 人 弁 護 士 山 本 直 俊
同 南 果

第 2 申立の表示

申立ての趣旨及び理由

仮処分命令申立書記載のとおりであるから、これを引用する。

第 3 和解条項

- 1 債務者は、債権者に対し、平成25年6月6日付けで債権者になした懲戒解雇処分を取り消す。
- 2 債務者は、改めて平成25年6月6日付けで債権者を60日の出勤停止処分とし、債権者は同処分を受け入れ、これに異議はない。
- 3 債権者及び債務者は、債権者が債務者に対し平成25年9月5日付けで自己都合による退職願を提出し、同日付けで債務者がこれを受理し、もって双方間の労働契約が同日で終了したことを相互に確認する。
- 4 債務者は、債権者に対し、前項の自己都合による退職に伴う退職手当より第1項の処分時に支払済みの金員（退職手当名目の金員）を差引いた残金として502万4690円（支給額（512万5944円）から法定の税額（10万1254円）を控除した額）の支払義務があることを認め、これを平成28年12月26日限り、

名義の普通預金口座（
）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料

は、債務者の負担とする。

- 5 債務者は、債権者に対し、本件解決金として255万円の支払義務があることを認め、これを平成28年12月26日限り、前項と同様の方法により支払う。ただし、振込手数料は、債務者の負担とする。
- 6 債権者は、本件申立てを取り下げる。
- 7 債権者及び債務者は、債権者と債務者の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 本件仮処分申立事件に要した費用は、各自の負担とする。

以上

これは正本である。

平成28年11月29日

富山地方裁判所民事部

裁判所書記官 越野 専 聴

